

## 中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会規約

### (設置)

第1条 鳥取県と島根県とは、中海及び境水道における漁業秩序の維持と漁業振興を図るため、中海及び境水道における漁業に関する協定書（以下「協定書」という。）第5条の規定に基づき、中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 許可漁業及び自由漁業の取扱いに関すること。
- (2) 漁業の振興及び適切な漁業管理方法に関すること。
- (3) その他協定書に規定すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員26名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、鳥取県知事及び島根県知事が、それぞれ関係漁業者8名以内並びに試験研究機関及び行政担当者5名以内で委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠員した場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、鳥取県の行政担当者である委員と島根県の行政担当者である委員とが交代で行うものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、鳥取県又は島根県からの申出により開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて外部の専門家等をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

### (専門部会)

第7条 会長は、専門的事項を調査研究させるため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の運営に必要な事項は、協議会が別に定める。

### (事務局)

第8条 協議会の事務は、鳥取県農林水産部水産振興局水産課及び島根県農林水産部水産課において行う。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則公開とする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、鳥取県農林水産部水産振興局水産課と島根県農林水産部水産課事務局とで協議して定めるところによる。

附 則

- 1 この規約は、平成21年3月11日から施行する。
- 2 この規約の施行の際における委員の任期は、平成23年3月31日までとする。
- 3 この規約の施行の際における会長は、鳥取県農林水産部水産振興局長が平成22年3月31日まで行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成24年8月8日から施行する（一部改正）。